

## さいたま市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(平成 18 年 7 月 7 日市長公室長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 このガイドラインは、さいたま市ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、さいたま市ホームページ広告取扱要領（平成 18 年 7 月 7 日市長公室長決裁）第 4 条第 2 項に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

### (禁止表現)

第 2 条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

### (G I F アニメ)

第 3 条 G I F アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を 2 秒以上とする。
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を 0.4 秒以上とする。

### (ALT 属性)

第 4 条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT 属性を付けるものとする。

### (さいたま市ホームページとの区別)

第 5 条 次の表現については、ユーザーがさいたま市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) さいたま市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが本市の事業であると錯誤しやすいもの

### (色調)

第 6 条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第7条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成18年7月14日から施行する。